

第一種特定原産地証明書システムサービス利用規約の制定に伴う一部システム変更について

2022年3月7日  
日本商工会議所国際部

平素より第一種特定原産地証明書をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2021年12月28日、重要情報欄の[掲載記事](#)でご案内のとおり、本発給システムの[サービス利用規約](#)を制定いたしました。

同記事内で予告しておりましたが、今般、同規約への同意取得を目的としたシステム変更を行いますので、ご連絡いたします。本システム変更は3月22日（火）より開始し、システム変更後は、判定依頼、発給申請および企業登録の各手続きを行う際、システム画面上で同規約への同意が必要となります。

システム変更箇所は、[こちら](#)をご参照ください。

以上

【本件担当】

日本商工会議所国際部 特定原産地証明担当

問合せフォーム：<https://www.jcci.or.jp/tokuteico-form.html>